

一般国道 303 号改築工事（川上バイパス・岐阜県揖斐郡坂内村大字広瀬字池ノ平地内から同県同郡同村大字広瀬字苅安洞地内まで）に関する事業認定理由

平成 16 年 3 月 22 日に岐阜県より申請のあった一般国道 303 号改築工事（川上バイパス・岐阜県揖斐郡坂内村大字広瀬字池ノ平地内から同県同郡同村大字広瀬字苅安洞地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する工事であり、土地収用法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県揖斐郡坂内村大字広瀬字茂間座地内から同県同郡同村大字広瀬字上大倉地内までの延長 1,772 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道 303 号（以下「本路線」という。）の改築事業である。本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第 3 項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、道路法第 13 条第 1 項は、道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていないことから、岐阜県が管理を行うものである。

よって、岐阜県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

（1）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る現道（以下「現道」という。）の狭小な幅員と線形不

良の解消を目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種 3 級の規格に基づき 2 車線のバイパス道路を建設する事業である。

本路線は、岐阜県内においては県都岐阜市と西濃地域を結ぶ幹線道路であり、揖斐郡坂内村内においては、中心市街地である広瀬地区と同村北部に位置する川上地区を結ぶ唯一の路線として、物資輸送や住民の日常生活に欠かせない重要な路線であるが、現道は、平均幅員 3.0 m（最小幅員 2.2 m）の狭小区間が約 200 m も連続しているなど、相当の区間で通過車両の交互通行を余儀なくされている状況である。さらに、曲線半径 20 m ～ 30 m の屈曲部が 3 箇所、縦断勾配 8 % の急勾配区間もあるため、自動車の安全かつ円滑な通行に大きな支障が生じている。

また、本件区間の存する地域は積雪寒冷地域であり、積雪時には交通確保のために除雪作業を実施しているが、除雪された雪が路肩に堆積するため、十分な車道幅員が確保できず、幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況である。

本件事業の完成により、道路構造令で規定された良好な線形及び幅員を有する 2 車線道路が整備されることから安全で円滑な自動車交通が確保されるとともに、所要時間の短縮に寄与するものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

（ 2 ）申請事業の施行により失われる利益について

一方、本件事業は、一般国道の改築事業であるが、その車線数は 2 であることから、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成 7 年条例第 10 号）の対象事業に該当しないため、環境影響評価は実施されていないが、民家等がない山間部及び農地部において施行されることから、地域社会の生活環境に与える影響は極めて小さいと考えられる。また、トンネル及び橋梁により地形改変が最も少なくなるルートを採用していることや、工事施工により生じる法面には植生などにより緑化を行うなど自然環境に与える影響を可能な限り低減する計画となっている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（ 3 ）代替案との比較について

本件区間における道路の改築手法としては、岐阜県揖斐郡坂内村大字広瀬字茂間座地内で現道から西に分岐し、一級河川坂内川を橋梁で横過し山地部をトンネルで通過し直線的な線形を確保しながら同県同郡同村大字広瀬字上大倉において現道に接続する延長 1,772 m の申請案のほか、

イ 申請案が現道から分岐し橋梁とトンネルにより通過する区間について現道を拡幅した後に、申請案と同様のルートをたどり現道に接続する延長 1,900 m の案(現道拡幅・バイパス案)

ロ 現道から南西に分岐し、一般河川坂内川の右岸側をバイパスで通過した後、現道に接続する延長 1,800 m の案(南側バイパス案)

が考えられる。

イの現道拡幅・バイパス案は、南向き斜面となるため、冬期には路面が凍結しにくいという利点があるが、平面線形及び施工性が他の 2 案に比べ劣る。また、現道拡幅区間の切土法面が長大となることから工事完了後の維持管理にも問題がある。

ロの南側バイパス案は、縦断線形がスムーズであるという利点があるが、地形改変を伴う工事、必要となる用地面積及び事業費が 3 案中最も多く、申請案に比べ施工性が劣る上に、自然環境に与える影響も大きい。また、北向きの斜面を通過する区間があるため、冬期には路面が凍結しやすく雪解けしにくいことから通過車両の安全性の確保及び道路の維持管理についても問題がある。

一方、申請案は、平面線形が最もスムーズであり、地形改変を伴う工事、必要となる用地面積及び事業費が 3 案中最小となり、自然環境に与える影響も小さく施工性についても問題がない。

以上のように、本件区間における道路の改築手法は、社会的条件、技術的条件及び経済的条件から総合的に判断すると、申請案が最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1) で述べた得られる公共の利益と(2) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の手法は、代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

現道は、岐阜県揖斐郡坂内村の中心市街地である広瀬地区と川上地区を結ぶ唯一の路線であるにもかかわらず、幅員狭小かつ線形不良な道路であることなどから、安全で円滑な自動車交通が著しく阻害されている状況にあり、沿線住民の生活道路としての機能さえ十分に確保されていないことから、できるだけ早急に本件事業を施行する

必要があると認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。